

青森県報

第三千六百五十八号

平成二十五年
二月二十五日
(月曜日)

規 則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「者並びに」を「者、」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「認定中小企業者」の下に「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「農林漁業者新事業創出法」という。）第十条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の促進事業者」を加える。

第二条第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項又は農林漁業者新事業創出法第十条第一項」に改め、同条第三項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 農林漁業者新事業創出法第五条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者が団体である場合におけるその構成員等及び当該認定を受けた者に係る同条第四項第二号に掲げる措置を行う農林漁業者新事業創出法第六条第三項に規定する促進事業者を含む。）が当該認定に係る同項に規定する総合化事業計画に従って行われる農林漁業者新事業創出法第三条第四項に規定する総合化事業（農林漁業者新事業創出法第五条第四項第二号に掲げる措置を含む。）を行うのに必要な資金第二条第四項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加える。

第三条第一項に次の一号を加える。
六 農林漁業者新事業創出法第五条第一項の認定に係る同項に規定する総合化事業計画に従って同条第四項第二号に掲げる措置を行う農林漁業者新事業創出法第六条第三項に規定する促進事業者

目 次

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	（団体経営改善課）	一
青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	（水産振興課）	二
告 示		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	（健康福祉課）	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出	（同）	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出	（同）	三
家畜伝染病の発生	（畜産課）	三
漁業の許可等の申請期間	（水産振興課）	三
公共測量の終了	（監理課）	四
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	（下北地域民局）	四
公安委員会		
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	（保安課）	四
右 同	（同）	五

第六条及び第七条第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項又は農林漁業者新事業創出法第十条第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後平成二十八年三月三十一日までに貸付けを受ける貸付金についての第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「十年以内」とあるのは「十三年以内」と、「十二年以内」とあるのは「十五年以内」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、同条第四項中「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「もの並びに」を「もの、」に、「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「認定中小企業者」の下に「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「農林漁業者新事業創出法」という。）第十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の促進事業者」を加える。

第二条の表経営等改善資金の項中「同じ。」並びに「を」同じ。「」に改め、「又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農工商等連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小

企業者」の下に「並びに農林漁業者新事業創出法第五条第一項の規定に係る同項に規定する総合化事業計画に従つて同条第四項第三号に掲げる措置を行う農林漁業者新事業創出法第六条第三項に規定する促進事業者（以下この項において「促進事業者」という。）」を、「農工商等連携事業実施資金」という。）」の下に「及び農林漁業者新事業創出法第五条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者が団体である場合におけるその構成員等及び当該認定を受けた者に係る促進事業者を含む。）が当該認定に係る同項に規定する総合化事業計画に従つて行われる農林漁業者新事業創出法第三条第四項に規定する総合化事業（農林漁業者新事業創出法第五条第四項第三号に掲げる措置を含む。）を行うのに必要な資金（以下「総合化事業実施資金」という。）」を、「農工商等連携事業実施資金」の下に「及び総合化事業実施資金」を加え、

「並びに認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農工商等連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農工商等連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者並びに促進事業者」に改める。

第六条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項又は農林漁業者新事業創出法第十条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
弘前歯科中央クリニッ ク	弘前市大字城東三丁目六の一	平成二六・六三〇
高橋内科	弘前市大字紺屋町二の一	〃
ふじた歯科	弘前市大字大町一丁目三の一〇	二四・八二
伴内科心臓血管クリニッ ク	八戸市売市二丁目一の七	二四・七三
つがる西北五広域連合 鶴田病院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	二四・九三
白戸医院	弘前市大字代官町九	二四・九元
金子薬局	三戸郡五戸町字新町一七	二四・八〇
特別養護老人ホーム桜 木園診療所	むつ市桜木町一三の一	二四・一〇・一
八木耳鼻咽喉科医院	十和田市東三番町三の四五	二四・一〇・三
黒滝眼科	八戸市日計一丁目一の四四	二四・三・三
つがる西北五広域連合 鶴田診療所	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	〃

青森県告示第百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
広田歯科医院	五所川原市大字広田字柳沼一の三	平成二四・八七

医療法人仁泉会おいら せクリニック	十和田市大字奥瀬字中平一五五	二四・三三
医療法人伊藤眼科医院	弘前市大字南大町二丁目六の三	二四・四一

青森県告示第百二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	再開年月日
広田歯科医院	五所川原市大字広田字柳沼一の三	平成二五・一七

青森県告示第百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	十和田市	平成二五・二・五

青森県告示第百二十九号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項

(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたとの、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十五年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十五年四月一日から同月十二日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 操業期間 平成二十五年五月一日から同年八月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第百二十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関 青森河川国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量(3級水準測量)
- 三 測量の期間 平成二十四年九月一日から平成二十五年一月二十五日まで
- 四 測量の地域 五所川原市金木町神原、五所川原市字寺町

青森県告示第百三十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 名 称	届 出 事 項	指 定 漁 船 調 査 の 縦 覧	期 間	場 所
尻 労	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	下北郡東通村大字尻労字尻労八番地二 向井 正喜 下北郡東通村大字尻労字尻労三〇番地 川端 昭也 下北郡東通村大字尻労字天神林三九番 地一 吉野 正男	平成二十五年 二月二十五日 から同年三月 十一日まで	尻労漁業協 同組合

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十九号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十五年二月二十五日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	受 付 時 間	講 習 時 間	講 習 場 所
平成二十五年 六月二日	午前八時三十分か ら午前八時五十五 分まで	午前九時から午後 四時まで	青森市大字荒川字藤戸 一―九の七 青森県総合社会教育セ ンター	青森市大字荒川字藤戸 一―九の七 青森県総合社会教育セ ンター
七月十八日	"	"	弘前市大字八幡町三丁 目三の二 弘前警察署	弘前市大字八幡町三丁 目三の二 弘前警察署
八月二十三日	"	"	八戸市城下一丁目一六 の二五 八戸警察署	八戸市城下一丁目一六 の二五 八戸警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三十六ミリメートル・横二十四ミリメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十五年二月二十五日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	受 付 時 間	講 習 時 間	講 習 場 所
平成二十五年 四月十八日	午後零時三十分か ら午後零時五十五 分まで	午後一時から午後 四時まで	東津軽郡外ヶ浜町字蟹 田中師苗代沢三 外ヶ浜警察署	東津軽郡外ヶ浜町字蟹 田中師苗代沢三 外ヶ浜警察署
四月二十五日	"	"	八戸市城下一丁目一六 の二五 八戸警察署	八戸市城下一丁目一六 の二五 八戸警察署
五月十四日	"	"	三沢市平畑一丁目一 の二五 三沢警察署	三沢市平畑一丁目一 の二五 三沢警察署
五月二十二日	"	"	弘前市大字八幡町三丁 目三の二 弘前警察署	弘前市大字八幡町三丁 目三の二 弘前警察署
五月二十八日	"	"	三戸郡三戸町大字川守 田字関根四の一 ジョイワーク三戸	三戸郡三戸町大字川守 田字関根四の一 ジョイワーク三戸
六月十四日	"	"	むつ市中央二丁目三 の〇 むつ市立図書館	むつ市中央二丁目三 の〇 むつ市立図書館
六月二十五日	"	"	黒石市北美町二丁目四 七の一 黒石警察署	黒石市北美町二丁目四 七の一 黒石警察署
七月二日	"	"	八戸市城下一丁目一六 の二五 八戸警察署	八戸市城下一丁目一六 の二五 八戸警察署

二月四日	平成二十六年一月二十一日	十二月十九日	十一月九日	十月二十六日	十月十七日	十月三日	九月二十八日	九月十二日	九月五日	八月二十二日	七月二十四日	七月七日	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
黒石警察署	青森県総合社会教育センター	青森市大字荒川字藤戸一〇の七	五所川原警察署	五所川原市字栄町六の五	弘前市大字末広四丁目一〇の一	弘前市総合学習センター	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の一	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の一	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の一	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の一	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の一	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の一	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の一

二月十九日	"	"	十和田市西六番町一〇
三月四日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三の二
三月十三日	"	"	上北郡野辺地町字新町裏一の一

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三十六ミリメートル・横二十四ミリメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------